

差別是正争議をめぐる不団結問題を解決するためのとりくみの経過と今後の指導方向について 一・八 県常任委員会

一〇〇年十一月の「差別是正争議をめぐる不団結問題について」の県委員会総会は、何を決めたのか

〇〇年十一月の県委員会総会は、県内の差別是正争議のなかで、千代田化工党支部、日立関係党支部、東芝関係党支部で、党員間の不団結問題、日立争議団・日立神奈川支援共闘会議と神奈川労連など労組との不団結が深刻になっている問題の解決方向を明確にした。

1 不団結の最大の原因に、県争議団共闘会議や一部の支援共闘会議の目的、運動、組織の方針が、誤っていることと深くかかわっていることを明らかにした。

「争議団共闘会議の基本的性格は、本来、それぞれの「争議の勝利」という個別課題にもとづいて、各争議団が連帯・共同してたたかう組織である。共闘にふさわしく、一致点にもとづく、会議の運営や役員構成を考える必要がある」。

「支援共闘会議は、各争議を支援するための共闘組織である。その性格と役割は、争議団を支援する共闘組織であり、争議団の意志や方針を尊重して支援するものである。要求項目や内容、運動、解決水準などは、争議団自身が決定すべきものであり、運動と解決の全責任と権限は各争議団にある」。

2 さらに、連合職場連絡会について、その歴史的な役割は終わっており、今日的な方向で発展的に解消すべきことを明らかにした。

「連合職場連絡会は、九〇年代に大企業での争議の経験や教訓、成果を発展させ、『連合』職場での活動を交流する場として、それまでの『職自連』運動の流れを生かす、ゆるやかな連帯の組織としてつくられた。

『職自連』運動は、第二の反動攻勢の時期に、職場の自由と民主主義をまもる運動として生まれ、当時の情勢のもとで積極的な役割を果たしたものである。しかし、今日の政治と職場情勢のもとでの活動と組織としては、ふさわしくない」

県委員会総会は、争議問題の解決にむけて、こうした神奈川争議団共闘会議や一部の支援共闘会議の「誤り」と問題点が、労働運動のなかでおきていることから、解決にあたっては、県委員会の方針を決定として押し付けるのではなく討論を通じて関係する党員が県委員会の指導方針を理解し、自覚的に是正していくべきものとして、提起していることを確認した。

二 県委員会総会で決めた後、指導のために開いた会議の特徴と問題点

1 県争議団共闘会議の関係党員会議

県委員会は、この会議を二回開いた。

県委員会は、県争議団共闘会議の目的、運動、組織の方針の問題点を指摘し、争議団共闘会議の基本的性格を踏まえ、これから逸脱しないように説得をおこなったがまったく受け入れず、グループ会議が県委員会の指導を激しく批判し、追及する場になった。

そのため、この会議を繰り返すだけでは、問題が解決の方向には向かわないので、日立原告団の党員会議と東芝提訴団の党員会議を、県委員会が招集し、ここで問題点を具体的ににつめて前進方向をつくりだすことを提案した。ところが、両方の関係党員は、この会議の開催を拒否しつづけた。（東芝提訴団関係党員会議は一度開いたが煮詰まらないままその後開催を拒否）

ことここに至って、こうした争議団と提訴団の多くの党員が党機関の指導を拒否する集団になっていることがうきほりになった。

日立原告団の党員会議は、ようやく一回会議を開いたが不団結を意図的に拡大する場になった。

県争議団共闘に参加するいくつかの争議団は、県委員会の指導方向への理解を深め自覚的に争議運動の前進を図っている。

2 「連合職場連絡会」の役員・事務局関係党員会議は、二度開催したが二回とも、県委員会の報告もさせないという全く異常な党の会議となった。

「連合職場連絡会」の関係党員会議では、①資料に役員名簿が無断で配布されている。人権問題だ。②方針を出す前に、関係者の意見を聞かないのは、規約一五条違反だ。③「誤り」と断定しているのは、一方的だ。など、事前に周到な準備があり、さらに任務分担していると考えざるを得ない状況で、激しい機関批判がおこなわれた。

このような会議を何回ひらいても問題の解決はできないことは明らかである。

3 その他、JMIU執行委員会グループ会議、電力連絡会役員・事務局関係党員会議、神奈川労連幹事グループなどを開催した。

三、こうしたなかで何が明らかになったか

① 日立争議問題について、

イ、直接的には、日立神奈川争議支援共闘会議の非民主的運営によって神奈川労連は支援共闘会議から離脱した。背景には、県委員会が指摘している、原告団党員や支援共闘関係党員も、全労連や神奈川労連の役割を否定し、自らをローカルセンター化する誤りに固執し、その結果、神奈川労連だけでなく、新日本婦人の会県本部、自治労連、横浜労連なども支援共闘から離脱した。いま単産で残っているのは、JMIUと国公共闘のみとなっている。労連文書参照。

ロ、日立争議の原告団は、こうなったのは党に責任があると前代未聞の党攻撃をおこなっている。

横浜北東地区委員会の文書、県委員会文書参照。

② 東芝提訴問題について

イ、東芝提訴問題は、昨年四月神奈川地労委で提訴者が全面勝利の命令をかちとった。現在、中労委を舞台にたたかっている。いま、どういう支援共闘組織をつくるのが検討されている。

ロ、提訴団の党員は、支援共闘問題で、正しい立場にたちきれないでいる。

ハ、県委員会は、東芝の党支部長会議と争議関係の同志に、支援共闘問題で、次の提起を行った。

○、支援共闘のあり方について

支援共闘会議の「運動と争議解決に責任をもつ」という方針を絶対化すると不団結が深刻になる

○、支援共闘の民主的な運営

日立争議の不団結の教訓を踏まえ、支援共闘の民主的運営を

○、提訴外の労働者の要求を取り上げる。

③ 千代田化工問題について

誤りを是正せず、自分の主張にこだわり党規約を踏み外したために三人が除籍措置となった。千代田文書。

④ 争議団ごとに個別に問題を解決しながら、県争議団共闘の関係党員会議を開催する必要がある。

4 県委員会の正しい政治的、理論的な方向で団結するために、県委員会が一つとなった指導を貫徹することが求められている。

① この問題は、労働運動の政策上の誤りを是正する問題であり、あくまでも党内の説得と納得で粘りつよく努力していく。意見の違いで党員を排除してはならない。

② 党員は、意見の違いがあるからといって絶対に党規約を踏み外してはならない。党のルールを無視すれば団結が壊れるだけでなく、党の破壊につながることになる。

③ 機関が困難な支部に入って解決するために努力する。

横浜北東地区委員会は、地区常任委員会が丸となって、千代田問題、日立印刷機問題などを自分たちの問題として取り組んできた。

湘南地区委員会は、地区委員長を先頭に居住支部の会議で千代田問題を報告するために真剣に学習をして、多くの同志に理解してもらった。